

金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針について

平成14年7月12日
経済産業省製造産業局
素形材産業室
担当：鶴園、阿部
電話03-3501-1063

指針策定に係る経緯

1. 最近、金型の製造委託取引において、金型図面等が、金型発注企業（以下、ユーザー）に提出させられた後、金型製造業者の同意のないまま、海外で二番目の金型や類似の金型の製造委託に供されているという指摘が国会・新聞等で行われ、また、金型製造業者で構成する社団法人日本金型工業会からも、本年5月、当省に対し、同取引に係る総合的な指導の要望がなされたところ。
2. これら受け、当省としては、金型製造業者及びユーザーの双方に対し、同取引の実態調査を実施し、その把握を行った。
3. その結果、同取引における「意図せざる技術流出」が、我が国製造業の基盤である金型産業の国際競争力低下を招く懸念があると判断されたため、金型製造業者及びユーザーに対して同取引に係る総合的な指導を行うべく、金型図面等の取引や金型技術の管理保護に関する指針として「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」（別添）を示すこととした。

指針の概要

1. 金型製造委託に関する取引に当たり、金型製造業者及びユーザーは契約書の締結及び契約内容の明確化に努めること。
2. 金型図面等に含まれる知的財産については、金型製造業者は、権利取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めること。
3. 金型製造委託に関する取引に当たり、ユーザーは、同取引が不正競争防止法上の「不正競争」、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当しないよう留意すること。

等をその内容としている。

経済産業省

平成 14・06・12 製局第 4 号

平成 14 年 7 月 12 日

経済産業省製造産業局長 岡本 巖

経済産業省商務情報政策局長 太田 信一郎

金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

最近、金型の製造委託取引において、金型メーカーのノウハウが含まれた金型図面や金型加工データ（以下「金型図面等」という。）が、メンテナンスのためという理由で、発注企業（以下「ユーザ」という。）に提出させられた後、金型メーカーの同意のないまま、海外で二番目の金型や類似の金型の製造委託に利用されているという指摘が、国会や新聞報道においてなされております。

金型メーカーで構成される（社）日本金型工業会が実施したアンケート等においても、会員の多くが同様の経験をしていることが明らかになりました。同工業会では、今後、より詳細な実態把握と問題の是正に取り組む方針を打ち出しました。また、同工業会単独では解決が困難な問題も存在することから、経済産業省は、同工業会から本件についての総合的な指導の要望を受けました。

経済産業省としては、こうした要望等を踏まえ、金型の製造委託に関する取引の実態について、金型メーカー及びユーザの双方から、ヒアリング調査を行いました。その結果、以下の事実が判明しました。

- ① 金型メーカーにおいて自らの知的財産を保護管理する取組が不足している。例えば、金型メーカーは、ノウハウが含まれた金型図面等を秘密として管理していな

い。この結果、不正競争防止法上の営業秘密として保護を受ける蓋然性を著しく低下させている。

- ② 金型図面等の授受に際して、ほとんど契約が交わされていない。具体的には、第一に、当事者間において金型図面等の権利関係が明確にされず、金型図面等が製造物とともにユーザに譲渡されたのか、あるいは用途をメンテナンスに限定してユーザに無償貸与されたに過ぎないのか明らかでない。この結果、一部のユーザは金型図面等の権利を取得したものと一方的に解釈して、当該金型図面等をもとに海外の金型メーカーに、類似の金型を製造委託している例が存在する。第二に、金型図面等には金型メーカー固有のノウハウが含まれているという共通認識が、金型メーカー及びユーザの双方に存在しているにもかかわらず、ユーザ側に対しては金型図面等について守秘義務がかけられていない場合が多い。この結果、海外の請負企業に、守秘義務を負わせないまま金型図面等を渡している例が存在する。

- ③ 金型メーカーの多くが金型図面等の提出を拒んだり、金型図面等に関する対価を要求することについて心理的な負担を感じている。金型メーカーの多くは中小企業であり、下請受注型の形態をとっている。このため、将来、ユーザとの取引を失うことに対する恐れから、取引に当たって正当な権利を主張しづらい心理的状況に置かれているとする金型メーカーが多い。

金型に関して、このような「意図せざる技術流出」を放置すれば、これまで金型メーカーが蓄積してきた技術やノウハウが必要以上に海外企業に移転され、我が国製造業の基盤である金型産業の国際競争力の脆弱化をもたらす懸念があります。このため、経済産業省では、ユーザ及び金型メーカーを対象に、金型図面等の取引や金型技術の管理保護に関する指針を示すことにいたします。関係機関におかれましては、本指針を傘下の企業に対して周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、経済産業省では、本指針策定後も金型図面等の取引の実態に関して、定期的に調査を行います。その結果、追加的な措置が必要と判断された場合は、これを講ずることとします。

記

1. 契約の締結に関すること

金型メーカー及びユーザは、金型の製造委託に関する取引にあたり、以下のとおり、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めること。

- 金型の取引に当たり、口頭による契約は、文書による場合と違って、その契約内容は明確を欠き、後日紛争の種になりかねない。従って、金型の取引に当たっては、契約の実態を正確に反映した契約書を締結するよう努めること。ただし、各個別取引について共通した事項については、基本契約書に記載する等の方法がある。
- 金型図面等には、金型メーカー及びユーザ両方のノウハウ等が含まれている場合が多い。従って、ノウハウ等の帰属については、両当事者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めること。
- 金型図面等の授受により、相手側のノウハウ等を知り得る場合には、当該ノウハウ等に関して、機密保持契約を締結するよう努めること。
- 金型図面等の授受により、相手側のノウハウ等を知り得る場合には、当該ノウハウ等に関する対価の考え方を正當に明確化するよう努めること。

2. 技術・ノウハウの管理保護に向けた取組に関すること

金型メーカーは、金型図面等に含まれる知的財産について、以下のとおり、適切な管理保護に努めること。なお、海外において知的財産の管理保護を行おうとする場合には、当該国において権利の取得をする必要がある。

- 樹脂流入路、キャビティ、パーティング面などの金型技術のうち、設計変更等ではなく、進歩性のある発明をした場合には、その発明について、特許権を取得するよう努めること。また、金型の形状、構造又は組合わせに係る考案である場合には、実用新案登録制度（無審査による登録制度）によって保護するよう努めること。ただし、特許出願及び実用新案登録出願に際しては、出願書

類及び図面はすべて公開されることに留意すること。

- 金型の形状として新規で創作性のあるデザインと認められるものについては、意匠法によって保護するよう努めること。なお、ノウハウ等が公開されることを防ぎたい場合には、登録から3年を限度に非公開とできる秘密意匠制度を活用することができる。
- 金型図面等のうち、その表現に創作性が認められるなど著作物については、著作権を活用することができる。ただし、ノウハウそのものは保護の対象とならないことに留意すること。また、図面を元に金型を作ることは、著作物の複製と考えないのが一般的な解釈である。
- 金型図面等のうち、秘密として管理されている非公知の有用な技術上又は営業上の情報は不正競争防止法上営業秘密として保護の対象となる。このため、例えば、マル秘マークを付したり、機密保持契約を締結するなど、金型図面等を営業秘密として取り扱うよう努めること。

3. 不正競争の防止及び公正取引に関すること

ユーザは、金型の製造委託に関する取引にあたり、以下の点に留意して、法に則った取引を行うこと。

- 不正な手段により金型図面等に係る営業秘密を取得すること、又は、正当な手段により入手した当該営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又は金型図面等の保有者に損害を加える目的で、第三者に開示すること等は、不正競争防止法上の「不正競争」に該当する可能性があること。
- 自己の取引上の地位が、金型メーカーに優越していることを利用して、金型図面等に係る権利を、ユーザが不当に自らに帰属させることは、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性があること。

(以上)

※本指針の内容は、関係行政機関及び捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。

